

<サービス利用料金(30日あたり)>

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

※サービス利用料金は、利用者の「要介護度」に応じて異なります。また、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に応じて異なります。

※単位は円です。

番号	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	介護福祉施設サービス費(I)	19,830	21,900	24,090	26,220	28,260
2	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	180	180	180	180	180
3	夜間職員配置加算(Ⅱ)イ	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
4	看護体制加算(Ⅰ)1	360	360	360	360	360
5	個別機能訓練加算Ⅰ	360	360	360	360	360
6	科学的介護推進加算(Ⅱ)	50	50	50	50	50
7	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1,835	2,006	2,188	2,365	2,534
8	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	508	556	606	655	702
9	介護職員等ベースアップ等支援加算	353	386	421	456	488
	合計	<u>24,856</u>	<u>27,178</u>	<u>29,635</u>	<u>32,026</u>	<u>34,314</u>

項目の説明

- サービス費は、ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(I)で算定。
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、介護職員のうち介護福祉士が50%以上、常勤職員75%以上に該当。6円/1日算定
- 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上回っている場合に、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを46円/1日算定。
- 常勤の看護師を1以上配置している場合 看護体制加算Ⅰ 12円/1日算定
- 訓練指導員を配置し計画を作成、説明を行い実施。個別機能訓練加算 12円/1日算定
- 介護職員処遇改善加算は番号1～4まで算定した額に100分の8.3%を乗じた額を算定/月
- 介護職員特定処遇改善加算は、番号1～5まで算定した額に100分の2.3%を乗じた額を算定/月
- 科学的介護推進加算(Ⅱ)50円/月  
入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身状況等に係る情報を厚生労働省に提出していること。
- 介護職員等ベースアップ等支援加算は、番号1～4まで算定した額に100分の1.6%を乗じた額を算定/月  
法定代理受領分を除く1割～4割の額を算定。

居住費は、2,006円 1泊分を計上

食費は、1,445円 1日分を計上

## その他加算

初期加算 30 円／日

※入居日から 30 日に限って、料金が加算されます。

## 看取り加算

※医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対し、ご本人、ご家族の同意を得た上で、施設で看取り介護を行った場合に、看取り加算死亡日 31 日前～45 日以下が算定されます。

(1) 死亡日以前 31 日以上 45 日以内 1 日 72 円 (2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以内 1 日 144 円

(3) 死亡日の前日及び前々日 1 日 680 円 (4) 死亡日 1 日 1,280 円

## 入院又は外泊時の利用料金

要介護状態区分にかかわらず、1 日につき 264 円です。ただし、一月につき 7 泊（6 日分を限度とします）月をまたがる場合は最大で連続 13 泊（12 日分）を上限とします。

## その他

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している自己負担額とします。

※高額介護サービス費の利用者負担額は世帯単位で設定されますので、同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全員の利用者負担合計額が下記の上限額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

また、住民税世帯非課税の人については、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

【高額介護サービス費の利用者負担上限額】	利用者負担上限額
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	世帯 140,100 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	世帯 93,000 円
村税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	世帯 44,400 円
住民税世帯非課税	世帯 24,600 円
・ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	個人 15,000 円
・ 生活保護を受けている人	世帯 15,000 円